

令和元年9月3日付け県公報第35号をもって公告した公共測量は、次のとおり作業期間を変更したので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和2年3月17日

静岡県知事 川勝平太

- 1 測量機関  
静岡県
- 2 作業の種類  
公共測量（空中写真測量）
- 3 作業期間  
変更前 令和元年9月2日から令和2年3月16日まで  
変更後 令和元年9月2日から令和2年3月23日まで
- 4 作業地域  
静岡県海岸域、麻機遊水地